

湖西市議会基本条例（素案）に対するご意見及びご意見への考え方（回答）について

※条文については、パブリックコメント時のものです。

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
1	全体		<p>条例の目的と共に重要項目である基本理念が明文化されていない。</p> <p>議会基本条例は理念条例と呼ばれており「このようにしなければならない」という理念を示すものであって、条例には不可欠な項目である。</p>	<p>基本理念の考え方については、前文に表記しています。</p>
2			<p>市民にとってかけがえのない「生命と財産をまもる」議会の災害対応の条例が欠落している。</p> <p>例：「災害時の議会の役割」・「災害時の議員の役割」・「災害時の体制の整備」etc、</p>	<p>第1条の目的にあります「市民の福祉の向上」という表現については、市民の健康、福祉、環境、教育、安全、安心などを包含した表現として使用しています。</p> <p>災害時における議員の行動につきましては、「議会災害時行動マニュアル」を平成25年1月より作成し、運用しています。</p>
3			<p>条例のポイントである「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」に沿って・・・条例を制定したとあるが、それは名ばかりで「情報の共有」・「市民の参画」の文言が全く見当たらない。</p>	<p>第3章に規定しています。</p>
4			<p>条例の末尾に・・・<u>努めます</u>と頻繁に表記されているが説得力が乏しく弱いゆえに<u>努めます</u>を⇒務める・努めなければならぬと、表記しては如何・・・</p>	<p>「努めます」につきましては、努力することを義務として統一している表現です。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
5	前文	前文 地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能、政策提言及び政策立案機能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）に定められた権限を適正に行使することが求められています。	【追加項目】 「地方議会は、」の前に「これからのまちづくりは、情報の共有、参画及び協働の基本原則のもと3つの自治の主体である「市民」「市議会」「市長等」により行っていくことを基本とする。」を加える。	本条例は、地方自治としての捉え方ではなく、地方議会としての基本的事項について定めるものです。前文としまして、条例制定の背景及び必要性並びに湖西市議会の目指すべき方向性を規定するものです。
6		そこで、湖西市議会は自らが定めた指針「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」に沿って、責任遂行と目的達成を目指し行動するための基本となる、議会基本条例を制定することとしました。	【追加項目】 「市民が主役で、活発な議論をする、」の次に「開かれたそして、」を加える	議会として定めた「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」の見える議会に「開かれた」という意味を包含しているものです。
7		湖西市議会はこの条例のもと、目的達成のための不断の努力を続けるとともに、市民の多様な要望や、社会の変化に柔軟に対応しながら、活動していきます。	「柔軟に対応しながら、活動していきます。」とありますが、主体性がなく弱々しいと感じます。	地域社会は、激動する社会情勢のなかで、日々進展し、変革していることから、迅速・的確に対処することで、市民の信託に応えようとするものです。

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
8	前文	<p>前文</p> <p>地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能、政策提言及び政策立案機能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）に定められた権限を適正に行使することが求められています。</p> <p>そこで、湖西市議会は自らが定めた指針「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」に沿って、責任遂行と目的達成を目指し行動するための基本となる、議会基本条例を制定することとしました。</p>	<p>「本条例の基本的な考え方を表しています。」とありますが、ポイントとなる次の言葉が具体的に表現されていないため、考え方が理解しにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本国憲法に定める地方自治の本旨」とは何ですか？</li> <li>・「責任遂行」の「責任」を具体的に言うとは何ですか？</li> <li>・「目的達成」の「目的」を具体的に言うとは何ですか？</li> </ul> <p>今回すばらしい取り組みを行っているので、皆さんの熱い思いが表現されれば、より良くなると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の文を用語解説に加えます。</p> <p>○地方自治の本旨</p> <p>地方自治の本旨とは、一般的には地方に関する行政は、原則として地方公共団体の事務を地方公共団体の機関により、その団体の責任において処理（団体自治）、及びこれらの行政を住民自らの責任と負担において処理（住民自治）の2つの要素からなります。</p> <p>「責任」と「目的」は、前文全体で表現しています。</p>
9		<p>湖西市議会はこの条例のもと、目的達成のための不断の努力を続けるとともに、市民の多様な要望や、社会の変化に柔軟に対応しながら、活動していきます。</p>	<p>前文で言う「目的」とは、第1条のことを指すのか？</p>	<p>前文で言う「目的」は、第1条のことではなく、議会としてのあり方について表現しているものです。</p> <p>第1条は、条例を制定する目的について規定しているものです。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
10	第1条	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の福祉の向上及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。</p>	<p>【追加項目】 「市民の」の次に、「生活と生命を守り」を加える。</p>	<p>「市民の福祉の向上」という表現については、市民の健康、福祉、環境、教育、安全、安心などを包含した表現として使用しています。</p>
11			<p>【追加項目】 「行動指針等を明らかにすることにより、」の次に、「市民の負託に的確にこたえ」を加える。</p>	<p>第3条に規定しています。</p>
12			<p>「～に寄与する」ことが目的ということなのか。寄与＝貢献することが目的ということなのか。議会が主体的にまちづくりに関与する必要がないことを暗に目的としているのか？</p> <p>また、ここでいう市民の福祉とは何か？福祉の向上とはどういう状態になることを意図しているのか、全くわからない。</p>	<p>二元代表制のもと、執行権のない議会の役割を、寄与と表現しました。</p> <p>「市民の福祉の向上」という表現については、市民の健康、福祉、環境、教育、安全、安心などを包含した表現として使用しています。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
13	第2条	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいいます。</p> <p>(2) 市長等 市長その他の市の執行機関をいいます。</p>	<p>第2条の「用語の意義」は、「用語の定義」と何が違うのか。</p>	<p>表現につきましては、各条項等において定める条文の内容により、既存の条例・規則のほか、法令・法制執務における取扱を参考に表記しております。</p>
14	第3条	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動するものとします。</p> <p>(1) 審議の透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(3) 市長等への監視及び評価ならびに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。</p> <p>(4) 市民が求める議会の役割を的確に把握し、前例にとらわれない議会改革を推進すること。</p>	<p>第1号中、「目指すこと。」を「目指し、情報の公開をします。」に改める。</p> <p>【追加項目】 第2号中、「市民の多様な意見を」の次に、「求め、それを」を加える。</p>	<p>議会として定めた「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を指針とし、「市民に開かれた議会」という表現には「市民参加」、「情報公開」、「説明責任」など含んでおります。第5条に規定していますように、積極的な議会運営を行います。</p> <p>第6条に規定していますように、市民参加と連携を促進するため、意見交換を積極的に行います。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
15	第3条	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動するものとします。</p> <p>(1) 審議の透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。</p> <p>(3) 市長等への監視及び評価ならびに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。</p> <p>(4) 市民が求める議会の役割を的確に把握し、前例にとらわれない議会改革を推進すること。</p>	<p>第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 市政の課題、議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。</p>	<p>議会として定めた「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を指針とし、「市民に開かれた議会」という表現には「市民参加」、「情報公開」、「説明責任」など含んでおります。第5条に規定していますように、積極的な議会運営を行います。</p>
16			<p>第3条の末尾するものとしますは、しなくてもよいと解釈できる官僚的文言で市民感覚と乖離していることから、しなければならぬに改正しては。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動します。</p>
17			<p>第3条第3号では、不断の努力をし、1号・2号・4号では不断の努力をしないのか。連発していい単語ではない。前文のような思想としてなら許せるが、本文中に出てくるのはいかがなものか？</p>	<p>議会の使命であります「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の批判と監視」は市民全体の立場に立ってなされるべきことから「不断の努力」としたものです。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
18	第4条	<p>（議員の活動原則）</p> <p>第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとします。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、自己の能力向上に努めるとともに、市民の代表としてふさわしい行動をすること。</p> <p>(3) 一部の団体又は地域の代表意識にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(4) 議会の構成員として議会機能の向上及び円滑かつ効率的な議会運営に努めること。</p>	<p>第4条の末尾するものとしますは、しなくてもよいと解釈できる官僚的文言で市民感覚と乖離していることから、しなければならぬに改正しては。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。</p> <p>（議員の活動原則）</p> <p>第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて<u>活動します。</u></p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
19	第5条	（情報公開及び説明責任） 第5条 議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たします。	【追加項目】 第2項中、「原則公開とします。」の次に、「議題や日時、場所等を広く広報し、市民の傍聴を進めます。」を追加する。	第7条に規定していますように、様々な方法により議会活動などについて情報提供を行います。
20		2 議会は、本会議の他、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会（以下「委員会」といいます。）を原則公開とします。	第5条、「原則公開」とは、議会の都合で公開しないこともありうるというものか？すべて公開すると不都合があるのか？	議会の会議は、公開されるのが原則です。これは住民自治の精神からいっても、また、議会審議の公正を期する意味からいっても当然ですが、個人情報との関係など、公開しない場合もあります。 また、例外として秘密会があります。「秘密会」とは、市民に公開することを不相当と認めるときに公開をしない会議であって、市民の傍聴を認めないと同時に、報道の自由をも制限するものです。
21	第5条 【用語解説】	○特別委員会 特別委員会とは、・・・・（省略） また、通例、毎年3月定例会、9月定例会において、それぞれ、予算特別委員会、決算特別委員会が設置され、議長を除く全ての議員が所属して予算、決算（議会選出監査委員は除く）等の審査を行っています。	第5条の用語解説の特別委員会中、「また、通例、毎年3月定例会、9月定例会において」を「また、通例、毎年9月定例会、3月定例会において」に改める。	定例会名につきましては、「平成26年3月定例会」、「平成26年9月定例会」と表現することから、「年度」としての表現でなく「年」での表現としています。



No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
22	第6条	<p>（市民参加及び市民との連携）</p> <p>第6条 議会は、法に規定する、公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めます。</p> <p>2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めます。</p>	<p>【追加項目】 第2項中、「市民との意見の場を多様に設け、」の次に、「情報を共有することにより、」を加える</p>	<p>第6条第2項につきましては、市民との対話を重ね、市民の声を汲み取りながら議論を重ねて調査研究を進めることについて規定したものです。意見交換の場を多様に設けることが、情報を共有することになります。</p>
23		<p>3 議会は、請願、陳情及び要望等を市民による重要な意思の表現であると受け止め、その審査及び審議においては提案者の意見を聴くことに努めます。</p>	<p>【追加項目】 第3項中、「審議においては提案者」の次に、「及び希望する多くの市民」を加え、「ことに努めます」を「ようにします」に改める。</p>	<p>第6条第3項につきましては、請願、陳情及び要望等を、市民からの意思表示として提案者の意見を聴く機会ととらえています。</p> <p>「努めます」につきましては、努力することを義務として統一している表現です。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
24	第7条	<p>（広報及び広聴）</p> <p>第7条 議会は、議案に対する各議員の態度を公表し、市民が的確に評価できるよう情報提供に努めます。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な情報伝達技術を活用して、市民に対する広報活動に取り組み、市民が市政に関心を持つ事ができるよう情報提供に努めます。</p> <p>3 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴活動に努めます。</p>	<p>第7条中、「に努めます」を「を、します」に改める。</p> <p>【追加項目】 第7条第3項の次に、次の1項を加える。</p> <p>4 市政に係る重要事項への対応や、市民を二分するような政策を決定する場合、市民の意見を確認するため「住民投票」を実施する。「住民投票」は市民参画の重要な機会であり、実施出来る様、別途条例で定めます。</p>	<p>「努めます」につきましては、努力することを義務として統一している表現です。</p> <p>本条例は、地方自治としての捉え方でなく、地方議会としての基本的事項について定めようとするものです。</p> <p>従いまして、ご意見の追加項目は、本条例においては規定しません。</p>
25			<p>第7条、「広聴活動」とは、市民意見を聞き取るための活動なのか。聞いた意見に対する回答・意思表示をすることを含めて広聴活動ではないのか。ただ、聞いただけでは、それは広聴活動とは言えない。</p> <p>また、市民は議案に対する態度を知りたいわけではなく、議案の審議決定に至る合意形成の過程そのものを知りたいのである。実際の票をどちらに入れたかのみ情報提供に努めるのでは不足していると考えないのか？</p>	<p>議会は、市民の多様な意見を把握し、議案審査、事務事業の点検・監視や政策提言などを通して、市民の意思を的確に市政に反映させることが責務であります。</p> <p>また、議案審査、市民の意思の反映結果などについて、採決結果だけでなく、議会内でどのような討議がされ、何が論点だったのか市民への説明責任も果たさなくてはなりません。広報及び広聴につきましては、重要課題として取り組んでいきます。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
26	第 8 条	<p>（議会報告会）</p> <p>第 8 条 議会は、市政に関する広範な情報提供及び市民との意見交換の場として、議会報告会を開催します。</p> <p>2 議会報告会に関することは、議長が別に定めます。</p>	<p>第 8 条の議会報告会の解説に年間開催回数が明記されていない。</p>	<p>開催に関する詳細事項につきましては、要綱等を制定し、実施していく考えです。</p>
27	第 9 条	<p>（議会と市長等との関係）</p> <p>第 9 条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価並びに政策提言を行います。</p> <p>2 議長及び委員会の長は、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対し議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を与えることができます。</p> <p>3 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができます。</p>	<p>第 9 条、「緊張ある関係」の意味が不明。緊張とは何か。どういう状態なのか。今の中国・韓国との関係も緊張状態と表現されるが、こういう状態のことをいうのか。</p> <p>2 項では、反問権を与えるということなのか？ことができる規定では、状況によって反問を許さない議会上位の関係を継続するという意図があるのか。</p> <p>3 項では、議会と市長等との関係を規定しているのではなく、単に本会議の運営方法を記しているだけで、この条文中にある意味はない。</p>	<p>市長、議会ともに市民の直接公選による機関であり、互いに独立し、互いにその権限を侵さない対等の立場と地位にあり、対立関係にあるのではなく、緊張感をもって議決権の行使並びに監視及び評価を行うものです。</p> <p>発言の意図や趣旨の確認の機会を与えるもので、反問することについては定めておりません。</p> <p>一問一答方式による、議員と市長等の質疑応答での緊張関係の保持と論点及び争点の明確化を図ろうとするものです。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
28	第 10 条	<p>（議会審議における論点の形成）</p> <p>第 10 条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めるため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。</p> <p>(1) 政策の背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の地方自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>(4) 市民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(5) 総合計画との整合性</p> <p>(6) 関係ある法令及び条例との整合性</p> <p>(7) 財源措置</p> <p>(8) 将来にわたるコスト計算</p>	<p>第 10 条では、市長にのみ論点形成の義務を与えているが、議員の一般質問で出される要望や政策にもこれらの事項についての説明義務を与えるべきではないか。</p> <p>また、13 条にも通じるが、新規政策や要望などは、1 議員の要望ではなく、議会として意見集約できないのか。似たような質問を同一会期中に質問することが散見される。時間の無駄だし、議員同士の横の連携もなく、議会としての調整機能の欠如を露呈している。</p>	<p>議員の質問とは、行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであることから、論点を明確化することは必要と考えます。</p> <p>議案質疑については、事前に調整する機会を設けております。</p> <p>なお、発言は質疑通告の受付順で行い重複した質疑ですでに答弁されたものについては、質疑の取下げをするように申し合わせています。</p>
29	第 11 条	<p>（予算及び決算における政策説明）</p> <p>第 11 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めます。</p>	<p>○「市長」→「市長等」では？</p>	<p>予算及び決算の議案提出は市長ということで、説明者も市長に要求することからも、素案のとおりといたします。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
30	第 11 条	（予算及び決算における政策説明） 第 11 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めます。	第 11 条の設置目的が見えない。こんなこと言うまでもない当たり前のことではないのか？この条文を規定して、どんな目的を達成しようとしているのか。この条文がないことで起きる問題点は？	予算及び決算につきましては、その書面だけでは理解しにくいいため、わかりやすさの観点から、資料等含め改善していくための規定として設けています。
31	第 14 条	（自由討議） 第 14 条 議会は、政策及び課題に対する共通認識の醸成を図り、よりの確な判断を行うため、自由討議を行います。 2 議長、委員長は、議員間での討議を重視した会議を運営し、その結果を市政に反映させるよう努めます。	毎定例会で多くの議員から多分野にわたる一般質問が活発に行われています。非常に良いことですが、同じ事項が複数の議員から質問されたり、また、毎定例会で同じ質問がされていることがあります。それだけ重要な事項だと理解はできますが、議会全体でより重要と考える事項について特定し、第 10 条に定める論点を踏まえ議員間の自由討議を経た上で代表質問を行うような仕組みがあればより効率的に議論が深まり良くなると思います。その結果が政策提案にも結び付いてくると思いますので、ぜひ一考をお願いします。	自由討議の積極的な活用を図るため、具体的な運用について今後、要綱等で定めていきたいと考えております。 ご意見を踏まえ、協議検討していきます。
32			第 14 条 2 項 『議長、委員長は～』 →『議長及び委員長は～』。ここでいう委員長には定義が与えられていないが、常任委員会委員長か？農業委員、教育委員・・・	ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。  2 議長及び委員会の委員長は、議員間での討議を重視した会議を運営し、その結果を市政に反映させるよう努めます。

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
33	第 15 条	<p>（議会運営）</p> <p>第 15 条 議会は、議員間相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な運営に努めます。</p> <p>2 議会は、議長、副議長を選出するときは、その経過を明らかにします。</p>	<p>「その経過を明らかにします。」とありますが、第 7 条の規定により積極的に公表されるものと考えます。</p> <p>経過はどのように公表されますか。</p>	<p>現在、本会議の状況は、インターネットにより配信されています。広報手段として「議会だより」、「市議会ウェブサイト」にて行っています。</p>
34			<p>第 15 条 2 項 『議長、副議長』→『議長及び副議長』</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。</p> <p><b>2 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにします。</b></p>
35	第 16 条	<p>（委員会活動）</p> <p>第 16 条 委員会は、調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行うよう努めます。</p>	<p>「委員会活動を充実強化」のために活動目標を定めますか？</p> <p>第 7 条の規定により積極的に公表されるものと考えます。その公表の方法はどのようにされますか？</p>	<p>委員会のそれぞれの設置目的に応じた機能が十分に発揮されるように、その専門性を活かした運営を行うものとしています。</p> <p>活動目標及び活動計画等につきましては、「議会だより」、「市議会ウェブサイト」にて広報を行っていきます。</p>
36			<p>第 16 条での委員会の定義は？</p> <p>100 条委員会や予算特別委員会のような場合でも政策提案や政策立案を行うよう努めるつもりなのか？</p>	<p>委員会としましては、第 5 条第 2 項に規定しています議会運営委員会、常任委員会、特別委員会となります。委員会として政策提言及び政策立案すべきことがあれば行なっていきます。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
37	第 17 条	<p>（政務活動費）</p> <p>第 17 条 議員は、議会活動の活性化を図るため、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めます。この場合において、議員は、政務活動費の使途の透明性を十分に確保します。</p> <p>2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第 17 条第 1 項中、「確保します。」を「、公開することとします。」に改める。</p>	<p>「透明性を十分に確保」という表現には「使途報告」、「収支報告」、「閲覧」など含んでおります。</p> <p>公開等詳細につきましては、別に定めます「政務活動費の交付に関する条例及び規則」において定めていきます。</p>
38	第 18 条	<p>（議員研修の充実強化）</p> <p>第 18 条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力の向上などを行うため、議員研修会などの実施に努めます。</p> <p>2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めます。</p> <p>3 議員研修の詳細は、議長が別に定めます。</p>	<p>第 18 条第 1 項に、「実施後は報告を義務づけます。又、研修の経費は節約に努めると共に、領収書、レシート等を提出し、報告書と共に公開します。」を加える。</p>	<p>議員一人ひとりの能力向上を図るために議員研修の充実強化について規定するものです。新議員の研修など、職員が行うものも含まれます。</p> <p>研修の経費につきましては、適正な支出を行います。</p> <p>また、政務活動費を利用した研修につきましては、「研修報告書」「収支報告」を提出し、公開することについても条例等で規定していきます。</p>

No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
39	第 23 条	<p>（議員の定数）</p> <p>第 23 条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めます。</p>	<p>第 23 条では、議員定数を定める際の合意形成過程の公表をするつもりはないか。なぜ 18 人だと監視・評価・政策立案に係る機能を確保できるのか、なぜ 18 人だと市民の多様な意見等を市政に反映できるのか、その根拠を示してウェブサイト上に常設公開してもらいたい。人口・面積などの類似団体との比較検討などといった他自治体依存的発想ではなく、湖西市になぜその定員が必要かを十分検討し、公表する必要があるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として伺います。</p>
40	第 24 条	<p>（議員の報酬）</p> <p>第 24 条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること、公選による職務の特性及び責任等を考慮し、別に条例で定めます。</p>	<p>第 24 条では、特別職や一般職の給与が人事院勧告により増減しても、議員報酬を見直す議論のきっかけにはならないのが不思議でならない。他人の給与は見直せても、自身の給与は見直せないでは、だれからも信頼されないのではないか。今の報酬が適正なものなのか、月額報酬ではなく、政務活動費が認められている現状なら、日当制も検討すべきではないのか。定期的に見直すなどの規定もない。人事院勧告は、民間企業従業員の給与水準の変動に連動しているので、議員報酬も人事院勧告が出された際に、その増減率を適用させてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として伺います。</p>



No.	条項	条 文	議会基本条例（素案）に対するご意見	ご意見への考え方（回答）
41	第 26 条	<p>（運用及び見直し）</p> <p>第 26 条 議会は、この条例を効率的に運用するとともに、この条例が社会の変化及び市民の要望に適合したものであるかを常に検証し、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>2 議会は、この条例の効率的な運用、検証及び見直しを行うための組織を議会内に設置することができます。</p>	<p>第 26 条第 1 項中、「この条例を効率的に運用するとともに、」の次に「市民に対して積極的に情報を公開すると共に」を加える。</p>	<p>運用及び見直しについて規定するものです。</p> <p>情報公開につきましては、第 5 条にて規定していますので、素案のとおりとします。</p>
42			<p>第 26 条 2 項 『設置する事』 → 『設置すること』。</p> <p>検証・見直しはどう行うのか？見直しのスパンは？</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり改めます。</p> <p><b>2 議会は、この条例の効率的な運用、検証及び見直しを行うための組織を議会内に設置することが</b>できます。</p> <p>検証、見直しの方法などにつきましては、別途定めてまいります。</p>
43			<p>「この条例に沿った議会活動」を検証するために、活動目標を定め、実践、評価、見直しの方法や対象となる議会活動、公表の方法を明らかにすべきと考えます。</p>	<p>検証、見直しの方法などにつきましては、別途定めてまいります。</p>

No.	議会基本条例（素案）以外のご意見	ご意見への考え方（回答）
44	<p>合併以後自治会長になり、湖西市の自治会及び行政の動きが少しは見える立場になりました。その中での感想を述べたいと思います。 まず基本条例の前に自治会・議会・行政の体質を時代の流れに柔軟に変化していく能力を身につけて欲しいと思います。 自治会は、議員の選出について各々の自治会代表で出馬させているように見えます。これでは自分の町に関わることにしか目に入らず市民全体に関わる問題でも他人事だと思って意見をいわない。新居でも昔は各町内で推薦して町内に有利に事を運んでくれる人を応援していた習慣があったが選挙になると部落に入れないとか対抗戦になり町のためには成らず現在では町内推薦は無くなったが、議員との交流が希薄になり町民が何を望んでいるか解らないまま一部の応援者の意見で事を進めていると思う。</p> <p>全市民に関わる問題、例えば火葬場について言えば、経費削減といって新居斎場のみにすると言うが1カ所に集中すれば道を作る、駐車場を作る、膨大な資金がいる、3炉で故障は必ず起きる、2カ所あれば一時対応が出来る、今後人口は減ってくるが火葬の対象人口は30年後までは減らない（今40歳代が小学校で入学人口ピークであった）早まって火葬場を減らしてはいけない。現在2カ所なので道も駐車場も現状で何とか回っているので、余計な金を使わなくても済む。</p> <p>焼却場についても舞阪・雄踏が減ったから止めるというのもあまりにも極端な考えで、2町減っても1町増えるのだから別の対処法があったのでは無いか、地震災害時にはどう対処するつもりなのか、その時は浜松焼却場は当てにならないよ。80億もかけて簡単に止める方がよっぽど無駄使いと思うが。議会は何でも簡単に通過してしまう所なのかと思って何も期待してない人達が少なからずいる。</p> <p>人口減少も先ほど行われた子供達の全国テストも最低は湖西市が県下一と新聞で拝見した。対応策など具体的には何も考えていないように見える。静岡県自体人口流出県になっているが住宅を建てれば人口が増えるなどと思う人は今時いない。高い所に低い所の人が移り住むくらいのもので、空き家が増えるだけ、本当の住みたい町の条件は何か、若者が住みたくなる環境づくり、これは若者に聞いた方が良い。行政は人の意見を聞かないし、例外はあるが大半はコンサルタントか机上で思考して進める体質が見受けられ、結果はほとんど外れているとしか思えない。何でも予算を削ればいいのではなく、予算を通したがあまり機能していない組織がないか、収入予算をどうしたら増やせるかも同時に考えていかなければならない。いずれにしても湖西市の繁栄（増収）が諸々の問題を解決していく事になるので、工業の町にとらわれず農業の町でも良いのではないかと（近代農業で天候に左右されず安定した野菜工場で供給、全国有数の供給地なんてのも有り、食糧自給率を高めましょう）。基本条例に関する意見から外れましたが、あしからず。お互いにもっと勉強しましょう。</p>	ご意見として伺います。

No.	議会基本条例（素案）以外のご意見	ご意見への考え方（回答）
45	<p>パブコメ募集要項の末尾に「意見は公表する場合があります」とあるが、これは公表しないと解釈できる。それは、「市民の知る権利とジャジメントは市民がする」を阻止し、議会の説明責任を放棄していると見做される。</p> <p>多様な考えが民主主義を強くする。異論や反論を排除せず、パブコメは全て網羅し公表しなければ、民意が伝わらないのである。</p> <p>相互依存を深める社会にあって、市民と価値観を共有する議会としての自覚があるのであれば、果たすべき役割として多くの市民からのパブコメを真摯に受け止めなければ、単なるアリバイづくりで市民に対する欺罔行為であることから、「市民無視の議会」となり、市民から見識を疑われるであろう。</p>	ご意見として伺います。
46	<p>昨今、「開かれた議会」を標榜して「議会改革 or 活性化」を誇る議会が多いが、現状は一向に変わることがない。市民に最も身近な議会が「真に開かれた議会」になるようもっと関心を持って注視する必要があるとつくづく思う次第である。</p>	ご意見として伺います。
47	<p>電話・口頭での意見はパブリックコメントとして扱わない意味が分からない。貴重な意見に対して形式を重視する議会の傲慢さの表れと感じる。</p>	ご意見として伺います。
48	<p>総じて、穴だらけ。検討不足。思慮欠如。</p>	ご意見として伺います。
49	<p>得意の視察で、先進的な事例を勉強してなお、この出来では、政務活動費の支出は税金の無駄と言われても仕方ない。</p>	ご意見として伺います。